

就労証明書(例)

沖縄市長

宛

記入時の 注意点

※保護者の自筆・入力不可。
必ず勤務先の証明をうけてください。
修正テープ不可。修正する際は
訂正印で修正ください。

※修正テープ不可。修正する際は
訂正印で修正ください。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号				
担当者名				
記載者連絡先				

※印不要

記入者名、記入部署連絡先 記載必須。
(連絡確認する場合があります。)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																								
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																								
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																								
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																								
4	本人就労先事業所	名称 住所																								
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																								
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 平日 時 分 ~ 時 分 土曜 時 分 ~ 時 分 日祝 時 分 ~ 時 分																								
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月																								
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																								
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																								
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																								
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																								
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																								
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																								
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																								
18	備考欄																									
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>放課後児童クラブ名</td> <td>☐ 新規申込 ☐ 継続申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td></td> <td>放課後児童クラブ名</td> <td>☐ 新規申込 ☐ 継続申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td></td> <td>放課後児童クラブ名</td> <td>☐ 新規申込 ☐ 継続申込</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込		年 月 日			児童名		放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込					児童名		放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込				
児童名	生年月日	放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込																							
	年 月 日																									
児童名		放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込																							
児童名		放課後児童クラブ名	☐ 新規申込 ☐ 継続申込																							

【 証明書の「偽造」「変造(無断作成、改変)」した場合 】

事業者名が明記されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成、または改変を行ったときは、就業者の押印がなくても「有印私文書偽造罪」、「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作成罪」の構成要件に該当すると認められる場合は各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、虚偽の申請をした場合は、子ども・子育て支援法第24条第3項、第30条の9第3項、同法施行令第3条、第15条の5第1項、第2項により内定・決定しても取消となります。

(参考) 有印私文書偽造罪及び同変造罪(刑法159条1項、同条2項)の法定刑
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑
私電磁的記録不正作出罪(刑法161条の2第2項)の法定刑

3カ月以上5年以下の懲役
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
5年以下の懲役又は50万円以下の罰金